

(仮称) 青森市都市計画マスタープラン(素案)に対する意見募集の結果について

市が実施いたしました(仮称)青森市都市計画マスタープラン(素案)に対する意見募集に対し、ご意見をいただき誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間

令和3年11月1日(月)から令和3年11月30日(火)まで

2 意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市都市政策課(本庁舎3階)、ロビー(本庁舎1階)、情報公開コーナー(本庁舎3階)、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース(駅前庁舎1階)、柳川情報コーナー(柳川庁舎1階)、浪岡庁舎閲覧コーナー(1階)、各支所(5箇所)、各市民センター(11箇所)、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送(封書・はがき)、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

4名の方から16件のご意見をいただきました。

意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	対象事項外	計
第1章 都市づくりの理念及び都市計画の目標	5	0	0	0	0	0	5
第2章 全体構想(分野別方針)	1	3	0	5	0	0	9
第3章 実現化方策	0	0	0	0	1	0	1
その他	0	0	1	0	0	0	1
計	6	3	1	5	1	0	16

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・今後、実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・計画以外への意見

4 計画の策定

青森市都市計画マスタープランは、皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえ、策定しました。

5 意見の募集結果と策定した計画の公表

「提出された意見の概要と市の考え方」と策定いたしました青森市都市計画マスタープランにつきましては、市のホームページに掲載するほか、青森市都市政策課（本庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館でご覧いただけます。

なお、縦覧期間については、令和4年4月15日（金）から令和4年5月14日（土）までとなっておりますが、市のホームページでは随時ご覧いただけます。

（公表資料）

- （仮称）青森市都市計画マスタープラン（素案）に提出された意見の概要と市の考え方
- 青森市都市計画マスタープラン

6 お問い合わせ先

青森市都市整備部 都市政策課 電話 017-752-7977